

鳥取県指令第200900096407号

鳥取市湖山町南一丁目246
特定非営利活動法人学生人材バンク
代表者 中川 玄洋

平成21年7月9日付けで申請のあった特定非営利活動法人学生人材バンクの定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証する。

平成21年9月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山 親 則



記

- 1 定款変更の内容
役員及び総会
- 2 変更する条項
第12条から第14条及び第28条を変更する。
(定款変更認証申請書に添付された変更後の定款のとおり)

(担当) 東部総合事務所県民局県民課 稲田
電話 0857-20-3656